

# 12月は悪質商法撲滅月間です

福岡県では毎年12月を悪質商法撲滅月間と位置づけ、県内で集中的に啓発などを行っています

## 消費者啓発パネル展

【日時・場所】 12月2日(月)～12月13日(金)／市役所1階 市民ギャラリー  
悪質商法への対処法やクーリング・オフ制度について紹介します！

## 主な悪質商法とその手口

悪質業者はさまざまな手口を使ってあなたを狙っています！  
だまされないためには、その手口を知っておくことが大切です。

### ■点検商法

住宅の屋根や排水管などを「無料で点検します」などと言って突然家へ来訪し、点検の結果、「このままだと大変なことになる」などと不安をあおって、「今なら安くできる」と強引に工事やサービスの契約をさせようとします。

#### 【対処法】

- 「無料で点検する」と訪問する業者は対応しないようにしましょう！
- 工事を検討する場合には、複数社から相見積もりを取りましょう。



### ■送り付け商法

注文していないのに商品を一方的に送り付け、受け取ったら支払う義務があると思わせて代金を請求します。代引きで送り付けてくることもあります。

#### 【対処法】

- 荷物に心当たりがなければ、送付元の連絡先を控え、受け取り拒否をしましょう。
- 受け取ってしまった場合でも、注文していなければ代金は支払う必要はありません。商品を開封・処分しても支払いは不要です。



### ■訪問購入

「不用品を買い取る」と来訪してきた事業者から、売るつもりがない宝石や貴金属を見せるように迫られ、安値で強引に買い取られます。

#### 【対処法】

- 売るつもりのない貴金属やブランド品などを安易に見せることは避けましょう。
- 訪問購入は条件を満たせばクーリング・オフができ、クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒むことができます。



太宰府市消費生活センター

☎092-921-2121 (内線 348)

【相談日】毎週月～金曜日(年末年始、祝日を除く)

【時間】9:30～12:00/13:00～16:00

【相談方法】電話(面談相談も可)※予約不要

【場所】市役所2階 消費生活相談室